

令和 8 年 3 月 議 会

総務財政委員会報告資料

○令和 8 年度地方税制改正に伴う福岡市市税条例等の一部改正について

財 政 局

令和8年度地方税制改正に伴う 福岡市市税条例等の一部改正について

令和8年度税制改正の大綱（令和7年12月26日閣議決定）に沿って、地方税制に関する所要の法令改正が令和8年第1回福岡市議会（定例会）閉会後に可決・成立した場合に、福岡市市税条例（以下「市税条例」という。）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う福岡市市税条例の臨時特例に関する条例（以下「合衆国特例条例」という。）において、以下の内容について早急に改正を必要とするもの。

1 軽自動車税における環境性能割の廃止に伴う規定の整備

法令改正により、米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和7年度末をもって軽自動車税環境性能割が廃止されるとともに、軽自動車税種別割の名称が変更されることから、市税条例においても同様の改正を行うもの。また、合衆国特例条例においても軽自動車税種別割の名称の変更を行うもの。

2 施行期日

令和8年4月1日（予定）

《 参 考 》

